



鳥現企労第40号

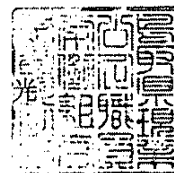
2006年2月21日

鳥 取 県 知 事

片 山 善 博 様

鳥取県現業公企職員労働組合

執行委員長 有 本 年



## 2006年度労働協約締結に関する申し入れ

貴職におかれましては、日頃より地方自治の発展と地域公共サービスの充実に向け、ご奮闘のことと存じます。

さて、17年度労働協約締結にあたっては、現業給与見直し交渉において労使合意をすることができず、現在に至っても未締結であり、労使間に深い溝を形成している状況となっています。このことは、重要課題が山積みとなっている現在の情勢からも望ましくなく、早期に正常な労使関係を再構築する必要がありますと考えます。

よって、労働協約締結に向けて下記の内容について団体交渉を申し入れますので、ご検討のうえ実現されますよう要請するとともに、2月27日までに文書で回答されますよう申し入れます。

### 記

#### 【賃金関係】

##### 1. 賃金要求について

- ・組合員の生活水準を維持し、将来に対する不安のない賃金水準を確保すること。

##### 2. 賃金基準の改善

- ①適用給料表については、現行の行(1)1～5級を現業職給料表に組み替えること。
- ②現業職の級別職務分類表(昇格基準)については、全現業職場を対象に職長等のポスト職を設置すること。また、平成18年度以降も昇格基準について労使協議を行うこと。
- ③現業職給与制度移行に伴う経過措置については、行政職等の主任・主査制度廃止の経過措置との均衡を図り、平成19年度末まで現給保障を講ずること。
- ④給与構造改革に伴う給与制度の見直しについては、給与条例適用者との均衡を図ること。

##### 3. 諸手当の改善

###### ①扶養手当

- ・額を引き上げること
- ・扶養手当受給者の認定にあたっては「世帯主」「主たる生計の維持者」等を改め、申請した者と

すること。

②通勤手当

- ・額を引き上げること
- ・自家用車通勤者の駐車に必要な経費を支給すること。

③住居手当

- ・自宅住居者の支給額を引き上げるとともに新築等の要件を撤廃すること。
- ・自宅住居に関する住宅手当の支給要件について、「世帯主」「主たる生計の維持者」等を改め、申請した者とする。

④特殊勤務手当

- ・特殊勤務手当の見直しに関わる交渉経過を尊重し、引き続き業務の検証を行い必要に応じて特殊勤務手当の新設等を行うこと。

4. 賃金等で雇用する組合員の給与を次のとおり改正する。

- ・賃金で雇用する組合員の給与については、組合員との均衡を考慮し改善を図ること。
- ・賃金職員の通勤手当の完全実費支給、住居手当の支給を行うこと。

5. その他

- ・上記（1～4）関連以外の賃金・労働条件については平成16年度労働協約を適用すること。

【勤務・労働条件に関する要求】

- 1 事前協議制を遵守すること。
- 2 組合員が従事している業務については、直営を堅持すること。なお、「定数のスリム化」方針による現業業務見直しについては労使で「現業業務検討委員会（仮称）」を設置し協議すること。
- 3 「地方独立行政法人」「指定管理者制度」「市場化テスト」等の制度導入、法案適用については労使が十分協議し、組合員の雇用は確保すること。
- 4 退職等によって欠員が生じた場合は、速やかに補充すること。
- 5 業務量に応じた職員配置の基本をもとに、必要人員については増員および新たな職種を新設すること。
- 6 育児休業をはじめ介護休暇・産休・病欠によって欠員が生じる場合には、業務に支障のないように代替職員を配置すること。
- 7 時間外勤務手当の適正な支給を行うこと。
- 8 再任用制度については本格的運用に向けて、今後も労使が十分な協議を行うこと。
- 9 非常勤職員の特別休暇を改善すること。